

資料 3 - 1	H20.2.20
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 千葉県地域生活支援給付の統合上限額管理に係る取扱いについて

### 1 経緯

標記については、平成18年10月の制度開始当初より千葉市が管理事務を行ってきたところであるが、今般、給付費支払いの迅速化及び国保中央会が平成20年度中に予定している地域生活支援事業の一部事業に係る支払い事務の委託への対応を行うため、標記事務の実施主体を、市から、予め決められた一の登録地域生活支援給付サービス事業所等（以下「管理事業所」という。）が行う仕組みに改めるもの。

### 2 事務の概要

#### (1) 上限額管理対象者

上限額管理の対象となる者は、支給決定時に、障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る定率負担額が負担上限月額を超える可能性がある者と認定された者（受給者証に「利用者負担上限額管理対象者」と印字されている者）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア 共同生活住居等に入居しており、地域生活支援給付サービスを契約している者
- イ 在宅の者で、同一月において、地域生活支援給付サービスを複数の事業所と契約している者又は障害福祉サービスに加えて地域生活支援給付サービスを契約している者

#### (2) 管理事業所の決定順序

管理事業所は、障害福祉サービスにおける管理事業所の決定順序、標準的な報酬額の多寡及び利用者負担を徴収する便宜等を勘案し以下の順序とする。

- ア 障害福祉サービスにおける上限額管理事業所
- イ 指定相談支援事業所（サービス利用計画作成費の支給決定を受けた者に限る。）
- ウ 居住系サービス事業所（グループホーム、ケアホーム等）
- エ 登録地域生活支援給付サービス事業所

複数の地域生活支援給付サービスを契約している者に係る優先順位は以下のとおりとする。

- (ア) 日中一時支援（放課後対策型）
- (イ) 移動支援
- (ウ) 生活サポート
- (エ) 訪問入浴サービス
- (オ) 日中一時支援（日中預かり型）

(ア)から(オ)のうち最も高い順位の事業所と複数箇所契約している場合は、原則として契約量が最も多い事業所が管理事務を行う。

### (3) 事務処理の概要

前号の規定により管理事業所となる事業所は、利用者から上限額管理の依頼を受けた上で、支給決定を行った区に届け出るとともに、障害福祉サービスを含む他事業所に対し自らが管理事業所となった旨を伝える。

サービスを利用した翌月以降、障害福祉サービスにおける請求事務に準じ、利用者負担額一覧表及び利用者負担上限額管理結果票等を事業者間で取り交し、当該結果票に記載された利用者負担額により、千葉市に対し地域生活支援給付費を請求する。

### 3 上限額管理加算

地域生活支援給付に係る上限額管理事務を執り行った場合(当該月において地域生活支援給付サービスの利用がなかった場合は該当しない。)当該管理結果が利用者負担上限額管理結果票上のどの結果であっても一律に当該事務に係る加算を算定できるとし、加算単位数は50単位とする。

なお、2-(2)-アに掲げる指定障害福祉サービス事業所で地域生活支援給付の登録事業所でない事業所については、登録地域生活支援給付サービス事業所とみなして当該加算分の給付費を請求できることとする。

### 4 実施時期

平成20年4月サービス提供分(平成20年5月請求分)から

### 5 地域生活支援給付の事務フロー

上記管理事務導入後のサービス提供から給付費請求までの事務フローは、資料3-2のとおりとする。

### 6 備考

本資料の内容は、現時点での検討内容であり、今後変更される可能性がある。

その他事務取扱いの詳細については、次回説明会(平成20年3月中旬開催予定)においてお示しする予定である。